

新旧対照表

【ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成12年3月31日蔵関第253号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ワシントン条約該当貨物の取扱いについて (省略) 記	ワシントン条約該当貨物の取扱いについて (同左) 記
1～3 (省略)	1～3 (同左)
4 指定検査場 ワシントン条約該当貨物は、原則として、関税法（昭和29年法律第61号）第69条に基づき税関長が指定する検査場所に該当する保税地域（以下「指定検査場」という。）に蔵置したうえで、輸入申告（蔵（移・総保）入承認申請を含む。以下「輸入申告等」という。）を行わせるものとする。 ワシントン条約該当貨物に係る検査場所として、次の地域等を指定するものとする。 (1) 本関 イ (省略) ロ (省略) <u>ハ 税関の検査に支障がないと認められる場合においては、非指定官署構内及び非指定官署管轄区域内の保税地域（特例輸入者又は認定通関業者が、ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に該当する貨物について、本関に輸入申告を行う場合に限る。）</u> (2) (省略) 5 (省略)	4 指定検査場 ワシントン条約該当貨物は、原則として、関税法（昭和29年法律第61号）第69条に基づき税関長が指定する検査場所に該当する保税地域（以下「指定検査場」という。）に蔵置したうえで、輸入申告（蔵（移・総保）入承認申請を含む。以下「輸入申告等」という。）を行わせるものとする。 ワシントン条約該当貨物に係る検査場所として、次の地域等を指定するものとする。 (1) 本関 イ (同左) ロ (同左) <u>(新規)</u> (2) (同左) 5 (同左)
6 非指定官署における輸入申告等の取扱い ワシントン条約該当貨物等が輸入申告等された場合は、次による。	6 非指定官署における輸入申告等の取扱い ワシントン条約該当貨物等が輸入申告等された場合は、次による。

新旧対照表

【ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成12年3月31日蔵関第253号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 輸入申告等の受理前に当該貨物がワシントン条約該当貨物であることがインボイス及び輸出許可書等により明らかな場合には、指定官署に申告するよう指導し、<u>前記4(1)ハの場合を除き</u>、指定官署の指定検査場等に保税運送させるものとする。</p> <p>(2) 輸入申告等の受理後に当該貨物がワシントン条約該当貨物であることが判明した場合の取扱いは、次による。</p> <p>イ 輸出許可書等の取得ができたときは、申告撤回の上、指定官署に再申告するよう指導し、<u>前記4(1)ハの場合を除き</u>、指定官署の指定検査場等に保税運送させるものとする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>7～10 (省略)</p>	<p>(1) 輸入申告等の受理前に当該貨物がワシントン条約該当貨物であることがインボイス及び輸出許可書等により明らかな場合には、指定官署に申告するよう指導し、指定官署の指定検査場等に保税運送させるものとする。</p> <p>(2) 輸入申告等の受理後に当該貨物がワシントン条約該当貨物であることが判明した場合の取扱いは、次による。</p> <p>イ 輸出許可書等の取得ができたときは、申告撤回の上、指定官署に再申告するよう指導し、指定官署の指定検査場等に保税運送させるものとする。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>7～10 (同左)</p>